

高機能消防指令システム実施設計業務委託プロポーザルに関する説明書

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 高機能消防指令システム実施設計業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和4年2月28日まで
- (3) 業務内容及び実施方法

高機能消防指令センター設備のうち、消防救急デジタル無線設備を除いた消防指令システムについては、老朽化等の理由により更新整備工事を予定している。

本業務は、当該整備工事の実実施設計者をプロポーザル方式で選定するものである。

現在稼働中の高機能消防指令センターの概要については、別紙1「高機能消防指令システム更新工事対象範囲図」及び別紙2「システム全体構成図」のとおり

また、業務の内容及び実施方法については、別添「高機能消防指令システム実施設計業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

2 提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) プロポーザルは、高機能消防指令システム実施設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の作成や提出を求めるものではない。

設計作業は、発注者提案の資料に基づき、プロポーザルでの選定を経て契約後に発注者と協議のうえ開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む提案書については、無効とする場合があるので注意すること。

- (2) 提案書の作成方法

提案書の様式は、様式3～6(A4判)に示したとおりとし、印刷方法は片面印刷とする。

- (3) 記入要領及び注意事項

ア 技術職員の経験及び能力

技術職員の経歴等記載書(様式4)について、次のとおり記載する。

なお、設計作業において実際に打合せに参加するものを選定すること。

- ① 氏名 管理技術者、照査技術者又は担当技術者の氏名を記載する。
- ② 所属部署 所属する組織を記載する。
- ③ 役職 役職名を記載する。
- ④ 経験年数 設計業務の経験年数について記載する。
- ⑤ 保有資格 保有する資格のうち、技術者(電気電子)、RCCM(電気電子)及び第1級陸上特殊無線技士以上の無線資格について記載する。
- ⑥ 類似業務実績 過去10年以内に実施した指令システム実施設計、指令システ

ム施工監理及びデジタル無線実施設計の件数をそれぞれ記入するとともに、主な業務名、実施年度についてもそれぞれ3件以内で記載する。

イ 業務実施方針及び手法

(ア) 業務実施方針(様式5)

設計方針、業務スケジュール、品質管理体制及び設計を進める上で注意すべき点などについて記載する。

(イ) 特定テーマに対する提案

【テーマ①】 新指令システムの機能に関する提案(様式6-1)

指令管制装置の操作性、エラー防止対策、効率化等に関すること。
システムの信頼性、安全性に関すること。

【テーマ②】 既存消防救急デジタル無線との接続に関する提案(様式6-2)

機能、操作性を確保した接続方法等に関すること。

【テーマ③】 指令システム維持管理に関する提案(様式6-3)

ライフサイクルコスト抑制に関すること。

(ウ) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

(エ) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認める。

(オ) カラーでの表現は可とする。

(カ) 文字の大きさは、11ポイント以上とすること。

3 提案物の無効

提出書類について、この書面及び指定の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 簡易評価型プロポーザル参加表明書(様式1)

ア 提出方法

持参又は郵送(配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと。)

イ 提出先

長岡市消防本部警防課指令室(4階)

住所 長岡市千歳1丁目3番100号

電話 (0258)36-0119

ウ 提出期限

令和3年5月17日(月曜日) 午後5時(必着)

(2) 簡易評価型プロポーザル参加資格確認申請書(様式2)及び提案書(様式3)

ア 提出方法

10部を持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。

イ 体裁

片面印刷とし、様式2から様式6-3までの順に左上1か所をホチキス止めすること。

提案内容は、20ページ以内とする。

ウ 提出先

長岡市消防本部警防課指令室

エ 提出期限

令和3年6月4日(金曜日) 午後5時(必着)

オ ヒアリング

実施する。実施日については後ほど、参加表明書を提出した者に通知する。

カ その他

要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

5 本説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、簡易評価型プロポーザルに関する質問書(様式7)により行うものとし、提出方法は電子メール(受信を確認すること)とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号、電子メールアドレスを併記すること。

① 質問受付回答課

長岡市消防本部警防課指令室

電子メール：naga-fst@city.nagaoka.lg.jp

② 質問の受付期間

令和3年5月17日(月曜日) 午前8時30分から

令和3年5月24日(月曜日) 午後5時まで

(2) 質問の回答

回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、令和3年5月31日(月曜日)までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

6 評価基準

別紙3「提案書評価基準」のとおり

7 評価結果の通知について

(1) 提出された提案書の内容を評価し、ヒアリングを実施したうえで最優秀者を決定する。評価結果は、参加者全員に通知する。

(2) 評価結果については、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書

面で求めることができる。

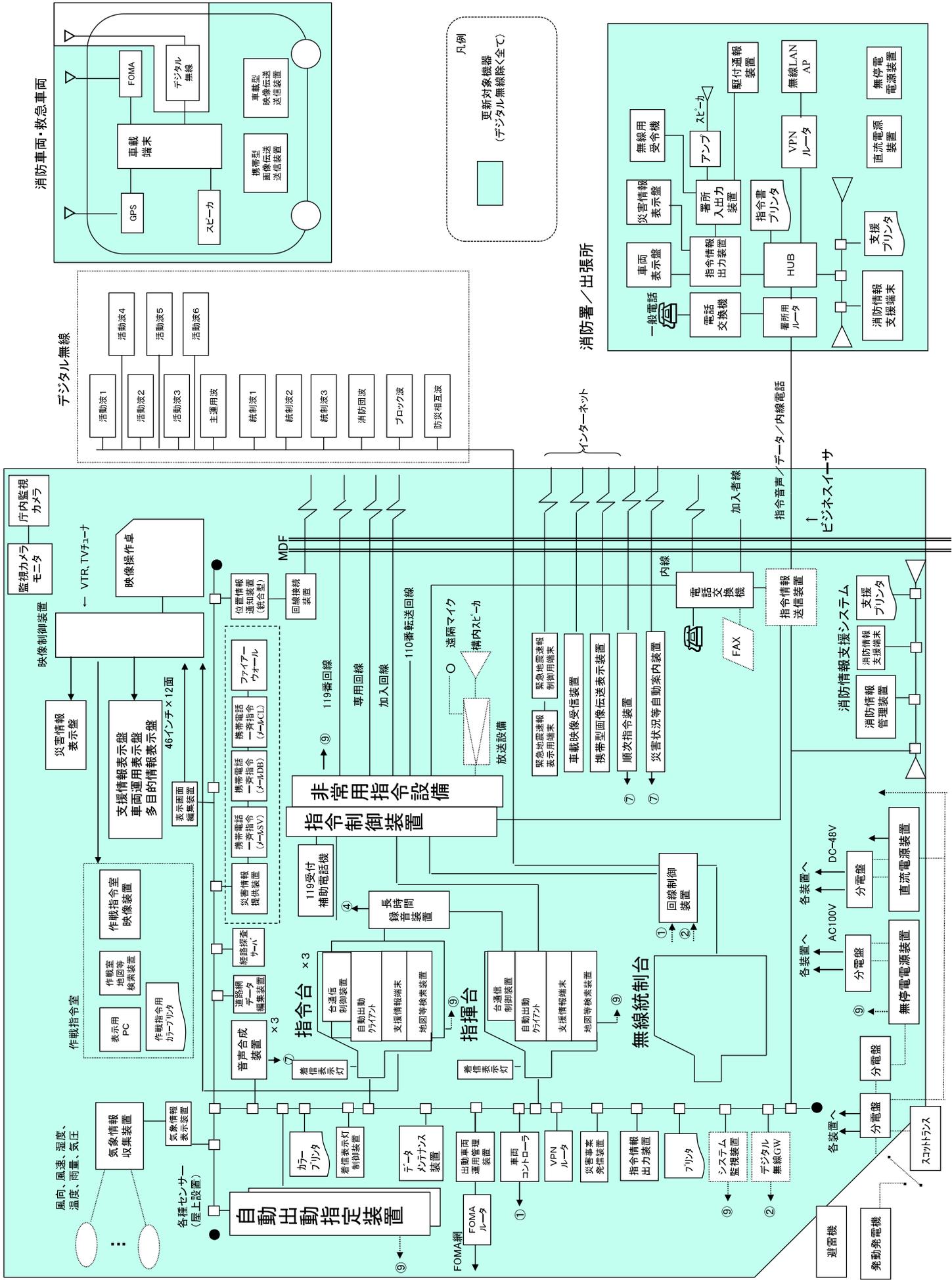
8 契約について

市は、最優秀者と見積合わせを行い、実施設計について随意契約を行う。

9 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、参加資格確認申請書及び提案書を提出できない。
- (3) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 参加資格確認申請書及び提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提出された参加資格確認申請書及び提案書等は返還しない。
- (7) 不明な点については、長岡市消防本部警防課指令室に照会すること。

システム全体構成図



提案書評価基準

評価項目	評価の着目点		ウエイト	評価基準
資格	専門分野の技術者資格	管理技術者	3	3点：技術士(電気電子) 1点：1陸特 以上の無線資格
			2	2点：RCCM(電気電子) 1点：1陸特 以上の無線資格
		照査技術者	3	3点：技術士(電気電子) 1点：1陸特 以上の無線資格
			2	2点：RCCM(電気電子) 1点：1陸特 以上の無線資格
		担当技術者	3	3点：技術士(電気電子)1人以上 2点：RCCM(電気電子)1人以上
			2	2点：1陸特 以上の無線資格者2人以上 1点：1陸特 以上の無線資格者1人以上
		従事予定技術者数	1	1点：5人以上
小計		16		
技術力	類似業務実績	管理技術者	5	5点：指令システム実施設計3件以上、 3点：同実施設計2件、1点：同実施設計1件
			2	2点：指令システム施工監理2件以上 1点：同施工監理1件
			1	1点：消防救急デジタル無線実施設計1件以上
		照査技術者	5	5点：指令システム実施設計3件以上、 3点：同実施設計2件、1点：同実施設計1件
			2	2点：指令システム施工監理2件以上 1点：同施工監理1件
			1	1点：消防救急デジタル無線実施設計1件以上
		担当技術者	5	5点：指令システム実施設計3件以上、 3点：同実施設計2件、1点：同実施設計1件
			2	2点：指令システム施工監理2件以上 1点：同施工監理1件
			1	1点：消防救急デジタル無線実施設計1件以上
		小計		24
資格及び技術力に対する評価の合計(a)			40	
業務実施方針・手法	業務の実施方針		15	設計方針、業務スケジュール及び品質管理体制等設計上の配慮事項等について(但し、特定テーマに対する内容を除く。)を総合的に評価
	特定テーマに対する提案	テーマ①	15	各テーマについて、適格性(与条件との整合性)、独創性(工学的知見等に基づく)、実現性(理論的な裏付け)を総合的に評価
		テーマ②	15	
		テーマ③	15	
		小計	45	
業務実施方針・手法に対する評価の合計(b)			60	
評価得点の総合計(c)=(a)+(b)			100	
無効となる条件の有無			有・無	有の場合欠格

令和3年度 消委第1号
高機能消防指令システム実施設計業務委託

仕 様 書

令和3年4月

長岡市消防本部
都市施設整備課

第1章 基本的事項

1 目的

本仕様書は、長岡市消防本部が、令和4年度に施工を計画する高機能消防指令システムの更新に必要な設計図書等の作成を行うことを目的とする。

2 委託業務の名称

「高機能消防指令システム実施設計業務委託」

3 適用範囲

本仕様書は、長岡市（以下「発注者」という。）と受注者との間で締結する「高機能消防指令システム実施設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

4 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日までとする。

5 業務遂行上の原則

- (1) 受注者は、すべて委託契約書、設計図書（本仕様書）に基づき発注者の指示に従い誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 受注者は、本業務に係り業務上知り得た秘密、業務上作成又は取得した図書及び資料に関する内容の一切を他に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務を具現化するに当たり、最新の専門技術・知識等の英知を結集して事業を遂行すること。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項であっても、本契約の履行上必要な作業や負担が生じた場合には、受注者は発注者と速やかに協議し発注者の指示に従うこと。また、受注者の責任で実施すること。

6 業務における留意点

- (1) 受注者は、主な作業についての実施計画工程表や組織図等を記載した業務計画書及び契約金額内訳書を発注者と協議を行い作成し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、設計に複数の案がある場合には、発注者と協議のうえ決定すること。
- (3) 受注者は、定期的に発注者と協議を行い進捗状況の報告、疑義の調整等を行うこと。
- (4) 受注者は、発注者の求めに応じて、本業務に関連する各種会議等に参加し、会議出席者に対し、状況等の説明を行うこと。
- (5) 本業務の施設計画については、既存施設の活用の可否を確認し、再利用、共用等に留意すること。
- (6) システム構成については、設備の小型化、省電力化、耐久性、耐災害性、経済性及び

耐障害性並びに保守の容易性を考慮すること。

- (7) 機器単体の仕様については、複数のメーカーにヒアリングを行い、複数メーカーが受注可能な仕様とすること。
- (8) 使用資材は、できる限り地場生産品（メーカー製品で地元業者から購入できるものを含む）を活用できるように配慮した設計をすること。
- (9) 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に請負わせ、又は委任してはならない。ただし、業務の一部を協力業者へ再委託又は委任する場合は、事前に発注者と協議し承諾を得ること。

7 業務の対象地域

対象地域のシステムは、発注者が指定する次の場所に、装置及び機器を設置し、119番通報の受付から出動指令、現場活動支援及び事案終了までを迅速かつ的確に行うものであること。

所在地

長岡市消防本部	長岡市千歳1丁目3番100号
長岡消防署	長岡市千歳1丁目3番100号
関原出張所	長岡市関原南2丁目4095番地
新町出張所	長岡市西新町2丁目7番27号
越路出張所	長岡市浦715番地
川崎出張所	長岡市沖田1丁目8番地
宮内出張所	長岡市曲新町549番地1
山古志出張所	長岡市山古志竹沢甲371番地2
小国出張所	長岡市小国町法坂724番地1
与板消防署	長岡市与板町本与板3731番地
中之島出張所	長岡市中之島4160番地5
寺泊出張所	長岡市寺泊烏帽子平1977番地8
栃尾消防署	長岡市栃尾大町2番11号

8 システムの型式

システムの型式は、総務省消防庁消防防災施設等整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業におけるⅡ型の仕様を基本として、適正なシステム構築を図ること。

9 受注者の資格要件

受注者は、本業務に必要な技術レベルを確保する条件として、国土交通省建設コンサルタント（電気電子部門）の登録を保有するものであること。

10 管理技術者及び照査技術者の基準

受注者は、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を配置すること。

- (1) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（電気電子）又はRCCM（電気電子）の資格を有するもの
- (2) 管理技術者は、消防指令システム施設（総務省消防庁消防防災施設等整備補助金交付要綱「Ⅱ型以上」）及び消防救急デジタル無線設備の設計、監理の実績があること。
- (3) 電気通信に関する豊富な知識、技術、経験を有すること。

11 関係法令等

受注者は、業務に当たり本仕様書に定めるところによるほか、下記の関係法令等の最新版を遵守すること。

- (1) 総務省消防庁消防防災施設等整備補助金交付要綱（最新版）に定める、高機能消防指令センターの機能に適合するものであること。
- (2) 電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令
- (3) 消防救急デジタル無線共通仕様書第一版（平成21年9月総務省消防庁防災情報室）
- (4) 消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル第一版（平成22年9月総務省消防庁防災情報室）
- (5) 電波法関係審査基準（総務省訓令）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令
- (7) 消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令
- (8) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び関係法令
- (9) 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）及び関係法令
- (10) 電気設備技術基準等の経済産業省令
- (11) 日本産業規格（JIS）
- (12) ARIB標準規格
- (13) 総務省消防救急デジタル無線仕様書（平成13年総務省訓令第67号）
- (14) その他関係法令等
 - ア 国際電気通信連合（ITU-T）・（ITU-R）の勧告
 - イ 国際標準化機構標準（ISO）
 - ウ 電気規格調査会標準規格（JEC）
 - エ 日本電気工業会規格（JEM）
 - オ 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - カ 構内交換設備等の技術基準に関する規則
 - キ 専用設備端末機器等の技術基準に関する規則
 - ク （社）情報通信技術委員会基準（TTC勧告）
 - ケ 電気設備に関する技術基準
 - コ 電気通信設備工事共通仕様書
 - サ インターネットの国際的技術基準標準化の定める基準（IETF）

シ その他、本業務の実施に当たり必要な関連法規

- (15) 道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路法（昭和27年法律第180号）、同法関連規則及び告示
- (16) 気象業務法（昭和27年法律第165号）
- (17) 個人情報保護法（平成15年法律第57号）
- (18) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
- (19) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (20) 日本蓄電池工業規格
- (21) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (22) 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省指針）
- (23) 長岡市で定める条例等

12 その他の事項

- (1) 契約後、大幅な設計内容に変更の必要が生じた場合、その内容が当初の目的以上と認められる場合は、発注者の承諾後変更することができる。
- (2) 仕様書等の見直し
本業務委託成果品の提出後において、成果品の仕様や設計額に何らかの問題で変更が生じる場合は、発注者の指示により速やかに修正すること。
- (3) 特許・実用新案権等
受注者は本業務に係る第三者の有する特許法、実用新案法、もしくは意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、全責任を持つこと。なお、本業務により調査したデータの当該所有権及び使用権は発注者に属するものであること。
- (4) 検査等
受注者が本業務完了時に提出した報告書は、本仕様書に基づいて発注者の完成検査を受けること。
- (5) 設計変更等
 - ア 発注者の指示による変更に伴う金額の増減については、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。ただし、軽微な変更に伴う金額の増減は行わないものとする。
 - イ 受注者の都合による場合は、予め変更理由及び内容を明らかにして発注者に申し出るものとし、その理由がやむを得ず、かつ代替内容が同等以上と認められるときに限り承諾するものとする。
- (6) 瑕疵担保
発注者が検収後、受注者の測定機器等及び作業上の欠陥又は不良で生じた不具合等は、受注者が速やかに修復すること。
- (7) 資料等の貸与
設計業務の遂行上、必要な資料及び図面等は監督員に申し出ることとし、監督員が必

要と判断した場合は貸与するものとする。設計業務完了後は、速やかに返却すること。受注者は、貸与された資料を細心の注意を持って取り扱うものとし、万一損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(8) その他の指示事項

本仕様書に明記されていない事項でも、本業務を推進するうえで必要な資料の作成が発生した場合、受注者は発注者と速やかに協議し発注者の指示に従うこと。また、受注者は、その資料を作成すること。

13 注意事項

- (1) 受注者は、長岡市個人情報保護条例（平成 27 年条例第 31 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、本業務の終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を円滑に実施するために、常に発注者との連絡調整を密にし、疑義が生じた場合等、業務の実施に支障が生じる恐れがある場合は、発注者と速やかに協議し、発注者の指示に従うこと。

第2章 業務範囲

1 計画・準備

業務の実施に先立ち、本業務の目的・内容等を十分に把握し、発注者と協議の上、実施方針、実施手順、業務工程及び業務組織計画等を記載した業務計画書を作成すること。なお、業務計画書に実施項目ごとの実施期限を明記し、これに基づき、本業務を実施すること。

2 打合せ・協議

(1) 設計業務

本業務の実施に当たっては、業務の節目となる時期に打合せを行うものとするが、原則として毎月1回定例会議を行うとともに、中間報告を行い、それ以外にも必要に応じて適宜実施するものとする。また、当初及び最終打合せ時には、管理技術者が立ち会うこと。そのほか、必要に応じて、受注者以外の関係者を参加させることができるものとする。

(2) 情報収集及び分析、本業務に関連する情報の調査

既存の指令システム等に関する情報収集、調査内容については、以下による。

ア 既存消防救急デジタル無線システムとの間の互換性、機能の制限及び接続の検討

イ 既存消防救急デジタル無線システムとの間のインターフェース条件に伴う機能の制限等の検討

ウ 新指令システムで継続して使用する機器との接続等の検討

エ 消防本部、消防署、出張所等に必要な機能及び機器仕様を調査すること。また、消防車両等に搭載する設備機器については、既存搭載方法を十分に把握し、必要な機器仕様で設計すること。

オ その他必要な事項

3 各種調査・検討業務

(1) 現地調査

本業務に関わる既存施設及び新規に計画する施設について、機器装置等の設置、配管・配線工事、使用可能回線、非常電源、電源供給状況、消防指令台との接続、空中線取付け用鉄塔等を調査把握すること。また、新旧指令システムの切り替えに関して必要な調査を併せて実施すること。

(2) 指令システムの要件調査

既存指令システムの状況を把握するとともに、指令システムの運用要件を決定するために必要な資料を作成すること。

(3) 支援情報システムの要件調査

支援情報システムは、各種データベースの共用化により迅速確実な消防業務の実現を

図ることを目的としているので、当該システムの運用要件の決定に参画し、協議に必要な資料を作成すること。

(4) 他機関施設との接続検討

指令台及び消防救急デジタル無線等について、他の機関(他自治体の消防本部等)・施設との接続の可能性及び要否について検討すること。

(5) 整備基本計画書作成

上記の調査検討結果を踏まえて、指令システム及び消防救急デジタル無線システムの整備基本計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

4 高機能消防指令システム設計業務

(1) 指令システム設計の基本方針

ア 消防指令施設、消防本部、消防署、出張所等での運用について現状分析現地調査を行い情報収集、整理すること。

イ 消防防災施設等整備費補助金交付要綱(平成14年4月1日消防消69号)高機能消防指令センター総合整備事業に定める「Ⅱ型」を満たすとともに、関係法規等に規定する条件に適合するものであること。

ウ 携帯119番直接受信及びIP電話からの119番通報等の通信環境の変化に対応した設計とすること。

エ 現庁舎に設置されている空調設備等が、新指令システムに対応できるか、主要機器の発熱量等の計算をすること。

オ 消防本部では365日24時間の連続運転となるため、安全性、耐久性を可能な限り高めた設計とすること。

カ 既存の指令システム、消防救急デジタル無線システム及び支援情報システムのデータを円滑に移行し、運用に影響が出ないように設計すること。

キ 災害時の業務体制が特に重要となることから、安全性、信頼性が高い仕様で検討すること。

ク 既存指令システムは、切り替えまではダウンすることなく、現機能を維持できること。

ケ 予防事務情報及び警防事務情報の内部情報、気象情報及び市防災情報等の外部情報の収集や共有及び連携が可能な設計とすること。

コ 最新のIT技術に対応した設計を考慮すること。

サ セキュリティポリシーを遵守し、十分なセキュリティ対策を講じること。

(2) 機器装置機能・仕様・構成検討

本指令台は、消防防災施設等整備費補助金交付要綱の高機能消防指令センターⅡ型指令管制システムを基本として、発注者の部隊運用に適した指令台の必要機能、仕様、構成及び既存データの流用を考慮し検討すること。

必要機能及び機器装置構成の検討に当たっては、発注者と協議を行い、整備費、維持管理コスト等を考慮した上で、運用の省力化、コスト削減を図るものとする。

- (3) 指令システム構成図作成
前項の検討結果を受けて、指令システム全体の構成図を作成すること。構成図の作成に当たっては、機器装置等の数量が分かるように留意すること。
- (4) 工事特記仕様書の作成
前項までの検討結果を受けて、工事発注に必要な工事特記仕様書を作成すること。
- (5) 工事図面作成
前項までの検討結果を受けて、指令システムの工事に必要な図面を作成すること。図面作成に当たっては、機器配置・据付図、機器間接続系統図、電源接続系統図、配管・配線図等に分けて作成するとともに、工事に留意すべき事項の注釈も記載すること。各消防署、出張所の工事図面についても同様とする。消防車両等に搭載する設備機器についても、搭載方法を分かりやすく図示すること。
- (6) 工事機器材料数量算出
工事図面から機器装置、材料の数量を算出し、数量算出表を作成すること。材料数量の算出にあたっては、アイソメ図等によって数量が確認できるものとする。
- (7) 各種根拠資料の添付
実施設計に当たっては、準拠した規格、基準等を根拠資料として添付すること。

5 整備費積算書作成

高機能消防指令システムの事業費として、設計積算書を作成するものとする。

本事業に係る経費は、工事監理費を含めて10億円を限度とする。

設計積算書は、機器費、材料費、据付労務費及び諸経費等により構成するものを提出すること。諸経費の算定基準については、発注者の指示によること。

なお、工事費の設計積算書とは別に、工事監理費の算定も行うものとし、工事監理仕様書を作成し内容を明確にしておくものとする。

また、令和3年9月中に概算整備費用を発注者に報告すること。

6 関係機関等との協議

- (1) 総務省消防庁、信越総合通信局、新潟県及びその他関係機関との協議等について資料を作成するとともに、必要に応じて協議等と同行すること。
- (2) 上記の同行については、管理技術者を含めて必要な人数を確保すること。

7 会議等の議事録を含む報告書の作成

前項までの業務成果を報告書としてとりまとめること。

注1 特に指定のない成果品は、製本(A4版パイプファイル形式)を標準とする。

注2 成果品の取りまとめ方法は、発注者の指示による。

- (1) 整備基本計画書 2部
 - ア 業務計画書
 - イ 契約金額内訳書

- ウ 調査計画書
- エ 現地調査報告書
- オ その他の調査結果報告書
- カ システム整備基本計画書
- (2) 設計報告書（概要版） 2部
- (3) 設計報告書 2部
- (4) 工事発注仕様書 2部
 - ア 工事仕様書（工事発注に使用する工事仕様書）
 - イ 発注図面（工事発注に使用する図面）
- (5) 整備費用積算書（E x c e l、様式は発注者より別途提供する。） 2部
- (6) 原稿・図面（工事図面） 製本2部、バラ2部（A3版）
- (7) 会議等議事録 その都度必要部数
- (8) その他発注者が必要とする資料
 - ア 建設リサイクル法に基づく届出
 - イ その他関係法令通知、申請書
- (9) (1)～(8)の電子媒体（CD-R） 1式
 - ア 文書データ（W o r dまたはPDFにて）
 - イ 図面データ（JWCADまたはDXF、PDFにて）
 - ウ 数量算出データ（E x c e l）
- (10) 受注者は発注者から加除、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、受注者が完成検査を受け合格した時点で設計業務完了とする。
- (11) 成果品の帰属等
 - ア 本業務で作成した資料、データ等は、全て発注者の所有とし、発注者の承諾なくして、貸与、公表、使用してはならない。
 - イ 発注者に提出された書類等については、以後、発注者が入札公告等で使用するに当たり、支障のないものとする。